

令和8年度諫早市農業委員会 第5回総会議事録

1 開催日時 令和8年7月29日(水) 開会 午後2時00分～閉会 午後2時45分

2 開催場所 諫早市役所 本館5階 大会議室

3 出席委員 (19人)

会 長	20番	久本純造			
会長職務代理者	19番	池田武弘			
農 業 委 員	1番	坂本武志	2番	牟田直志	3番 金原和美
	4番	西口雪夫	5番	酒井勝規	6番 佐藤芳信
	7番	平野和敏	8番	藤本徳康	9番 川下忠弘
	10番	森田正男	11番	池田周三	12番 中島康範
	13番	野田 浩	14番	前田俊彦	15番 田淵勇二
	17番	末原蓉子	18番	増山時子	

4 欠席委員 (1人) 16番 水野清治

5 議 案

- 第1号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件
- 第2号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件
- 第3号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件
- 第4号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件
- 第5号 農地中間管理事業に係る「農用地利用集積等促進計画」に対する意見聴取の件

6 報 告

- 第1号 農地法第3条の3の規定による届出書受理の件
- 第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件
- 第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件
- 第4号 農地改良等届出書受理の件
- 第5号 農地賃借料情報の件

7 そ の 他

8 事 務 局

局 長	諸岡昌史	次 長	嶋田弘樹	事務職員	久間利彦
事務職員	俣野海喜				

9 議 事

(開会)

議 長 これより、「令和8年度諫早市農業委員会第5回総会」を開会いたします。
総会の定足数について、事務局より報告願います。

事 務 局 総会の定足数につきまして、ご報告いたします。

農業委員会の在任委員20名中、19名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。なお、16番・水野清治委員から欠席の届出がっております。以上で、報告を終わります。

議 長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定の議事録署名人を定めたいと存じます。

私に、ご一任いただければ指名したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議なしということでありますので、議事録署名人に1番・坂本武志委員、11番・池田周三委員のご両人をお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際は、挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

また、発言は、簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようにお願いします。

(議案第1号) それでは、議案第1号「農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件」についてご説明いたします。今月は1件の農業振興地域整備計画の意見聴取の件がございます。軽微な変更によるもので、諫早市農業振興課より農業委員会に意見を求められたものでございます。

1番、川内町の田1筆2,639㎡のうち500㎡について、農業用倉庫を建設するために農用地区域の用途区分を農用地から農業用施設用地へ変更する申出です。申請者は川内町等において営農されておりますが、規模拡大しており、乾燥、糶摺りを行う、新たな農業用倉庫を整備するため、農業用施設用地へ変更する申出となっております。なお、農振法の用途変更手続完了後は農地法第4条農地転用許可申請をする予定となっております。議案第1号については、以上となっております。

議 長 議案第1号の説明がありましたが、1番について何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番の農用地区域の用途変更について「異議がない」と意見することに決定いたします。

(議案第2号)

議 長 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題とい

たします。事務局から、説明をお願いします。

事務局

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」について、ご説明します。

1番、中央地区、栄田町の農地2筆、計1,499㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の経営面積は、25,216.59㎡です。トラクターや耕運機等の機械は所有しております。また、農業に約50年間従事され、譲受人事務所から申請地までは車で約12分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われれます。

2番、小栗地区、小川町の農地2筆、計857㎡について、農業経営規模拡大のため、退職慰労金として農地の給付を受ける申請です。権利取得後の経営面積は1,137㎡です。管理機や軽トラック等の機械は所有しております。また、農業に約18年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約7分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われれます。

3番、中央干拓の農地8筆、計140,028㎡について、農業経営規模拡大を行うため、借り入れる申請です。権利設定後の経営面積は154,864㎡です。コンバインやトラクター等の機械は所有しております。また、農業に約17年間従事され、借受人事務所から申請地までは車で約90分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われれます。

4番、中央干拓の農地3筆、計57,464㎡について、農業経営規模拡大を行うため、借り入れる申請です。権利設定後の経営面積は268,275.42㎡です。トラクターや運搬車等の機械は所有しており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約24年間従事され、借受人宅から申請地までは車で約40分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われれます。

5番、中央干拓の農地3筆、計39,529㎡について、農業経営規模拡大を行うため、借り入れる申請です。権利設定後の経営面積は184,187㎡です。トラクターやロールベラー等の機械は所有しております。また、農業に約5年間従事され、借受人事務所から申請地までは車で約30分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われれます。

6番、中央干拓の農地3筆、計43,099㎡について、農業経営規模拡大を行うため、借り入れる申請です。権利設定後の経営面積は160,528.12㎡です。トラクターや耕運機等の機械は所有しており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約42年間従事され、借受人宅から申請地までは車で約30分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われれます。

7番、多良見町野川内の農地1筆、1,630㎡について、農業経営規模拡大のため、借り入れる申請です。権利設定後の経営面積は8,077㎡です。トラクター等の機械は所有しております。また、農業に約40年間従事され、借受人宅から申請地までは車で約5分ほどでありますので、機械、労働力、通作距離に問題は無いと思われれます。

8番、多良見町舟津の農地1筆、1,038㎡について、農業経営規模拡大を行

うため、贈与を受ける申請です。権利取得後の経営面積は12,738㎡です。軽トラックや耕運機等の機械は所有しております。また、農業に約12年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約1分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

9番、森山町下井牟田の農地1筆、61㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の経営面積は39,018.39㎡です。トラクターや田植機等の機械は所有しており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約37年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約5分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

10番、森山町下井牟田の農地1筆、97㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の経営面積は39,054.39㎡です。トラクターや田植機等の機械は所有しており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に約37年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約5分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

11番、高来町小江干拓の農地8筆、計76,421㎡について、農業経営規模拡大を行うため、借り入れる申請です。権利設定後の経営面積は、168,039㎡です。トラクターや選果機等の機械は所有されております。また、農業に約5年間従事され、借受人事務所から申請地までは車で約120分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

12番、高来町小峰の農地1筆、605㎡について、耕作を行うため、贈与を受ける申請です。権利取得後の経営面積は、605㎡です。草刈機を所有し、耕運機の導入を予定されております。また、農業に約20年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約1分ほどでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。以上で議案第2号の説明を終わります。

議長 議案第2号の説明がありましたので、1番について中央地区担当委員さんは補足説明をお願いします。

委員 1番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。ただこのような農地の申請が、4月頃からどんどん上がり、許可されていますが、私たちが確認に行くと、水稻となっていない、そこまで至っていません。こういうケースが今後も出てくるとお思いますので、随時確認をしていきたいと思っています。また、事務局においても、申請時には管理徹底を伝えてもらうよう、よろしくお願ひしたいとお思います。

議長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

委員 この会社さんは、2～3年前から結構上がってきているようですが、耕作しているのですか。

議長 本明川上流では耕作をされております。ただ4月頃から新たに上がってきたのは、耕作するまでには至っておりませんが、管理はされているようです。今後の状

況は、随時確認をしていきたいと思っております。

- 委員 長 やっぱり諫早の街の中で、法人なので後々を狙っているのかと思ひまして。
- 委員 長 この会社さんというのは、農地所有適格法人です。一般の法人と違い、基本的に農地を取得することについては、制度上可能な農地所有適格法人の認可を受けている法人です。ただ、おっしゃるように購入価格が非常に高くなっています。今、委員からもあったように、この件について、農業用としての取得なので、農地として維持・管理・それから栽培ということを含めて、この会社は農地所有適格法人ということで、委員が言ったように事務局として管理が適切に行われているか、若しくは申請に来られた際は、ちゃんと申請どおり田なら田、畑なら畑として管理を強く要請し確認をするということでの許可ということで良いのかと思ひます。それよろしいですか。
- 委員 長 多良見の方でも農地所有適格法人が借りて、1か所はほったらかしたままですよ。後の2か所は何とか作っているのですけれど、そういうのがあるものですから農地所有適格法人でも、ちゃんと管理してもらわないとですね。今言われた事務局とか、地元の農業委員さんは常に確認されるのですね。はい、わかりました。
- 議長 他に、ご質問はありませんか。
- 議長 長 (「なし」と言う者あり)
- 議長 長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- 議長 長 (「異議なし」と言う者あり)
- 議長 長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議長 長 次に2番について小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委員 2番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、給付を受ける農地において年間を通し、さつまいも、馬鈴薯、トマトを栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないと意見でした。ご審議お願いします。
- 議長 長 2番について、何かご質問はありませんか。
- 議長 長 無ければ私の方から事務局の方に。ここに退職慰労金としてという形で、あまり事例がないような申請が上がってきております。譲渡人は会社、譲受人が会社の会長か代表者かわからないですが、そこら辺をちょっと補足説明して頂ければと思います。
- 事務局 本件につきましては、会社の代表者退任に伴う退職慰労金としての現物給付(所有権移転)であり、退任後は、申請者個人が農業をされると伺っております。
- 議長 長 わかりました。こういう事例はたぶん初めてではなかったでしょうか。
- 事務局 初めてですし、今後もなかなか出てこない事例ではないかという風に思ひます。
- 議長 長 はい、わかりました。こういうのもあるということで頭の隅に置いて頂ければと思います。
- 議長 他に、何かご質問ありませんか。
- 議長 長 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に3番から6番について小野地区担当委員さんは補足説明をお願いします。

委 員 3番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利設定後は、借り入れる農地において年間を通し、馬鈴薯を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

4番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利設定後は、借り入れる農地において年間を通し、レタス、玉ねぎ、馬鈴薯を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

5番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利設定後は、借り入れる農地において年間を通し、飼料作物を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

6番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利設定後は、借り入れる農地において年間を通し、飼料作物、大麦を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 3番から6番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、3番から6番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、3番から6番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に7番と8番について多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 7番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利設定後は、借り入れる農地において年間を通し、みかんを栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。この土地は、農業委員会を通さず貸借していたので、今回申請するものです。

委 員 8番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、みかんを栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。この土地は受人が譲渡人の弟さんで、譲渡人の2人は姉で、今まで譲受人さんが作っていた土地を贈与ということで、弟に任せるとい

でした。

議 長 7番と8番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、7番と8番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、7番と8番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に9番と10番について森山地区担当委員さんは補足説明をお願いします。

委 員 9番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、かぼちゃを栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

10番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、かぼちゃを栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 9番と10番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、9番と10番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、9番と10番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に11番と12番について高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 11番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利設定後は、借り入れる農地において年間を通し、ブロッコリー、すいか、とうもろこしを栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

12番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、白菜、ねぎ、馬鈴薯を栽培されると見込まれます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 11番と12番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、11番と12番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、11番と12番は、申請どおり許可することに決定

いたします。

許可は、許可なのですが、今の中に諫干の件で、通う時間が今までは通常であれば30分以内で来ていたと思いますけれど、今回は120分ということになっています。これは諫早市じゃなく公社がこれで良いということと言ったのでしょうか、そこら辺の返答をお願いします。

事務局

厳密には、法律上、何分までの距離でないと許可がおりないということが、そもそも決まってるわけではなく、諫早市でも今までは1時間というところもあったようですが、調べたら交通の発達等によって距離や時間で許可できないというのは、そもそも出来ないというルールになっているようです。この距離というのは、ここに載っている分は県外の農家さんで、これは県外の事務所からの距離を書かせてもらっています。おそらく諫干の場合は、雑種地の部分があるので、そこに倉庫とか、作業場を建てての作業になるかと思います。

議長

今、事務局からも話があったように、この農地には雑種地が付いていて、ここに事務所とか、倉庫を建てる用地が諫干では全部に付いております。たまたまこの会社をよく知っており、最終的にここに通うのはまず無理だということで、ここに建物を建て、忙しい時には近くの空き家を借りてという形を取りますと事前に聞いています。佐賀の新しく入られるのもそうなのですけど、一般的に時間に制限がないとしても、普通の人達が1時間もかけて来るのは、営農に大きな支障をきたすので、やっぱりこの所はある程度、規制でないですけど、視点を置いて置かないといけないと思ひまして、今回こういう質問をさせていただきましたので、そこはちゃんと守っていかざるを得ないと思っております。そこら辺はご理解頂ければと思っております。

(議案第3号)

議長

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題いたします。事務局から、説明をお願いします。

事務局

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」について、ご説明いたします。

1番、多良見町西園の農地1筆215㎡について農業用倉庫用地とする転用申請です。追認の申請となります。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当します。本件は、平成7年頃から農業用倉庫用地して利用しているものです。今回、所有地の確認を行ったところ転用申請を行っていないことが判明したもので、今後も現状のまま利用する意向があるため申請を行うものです。現在被害を及ぼしておらず、今後も同様に利用するため被害の発生は無いものと思われまゝす。隣接する農地はなく、現状のまま利用するため追加の資金は発生しません。また、許可なく農地を農地以外のものにしていたということで、顛末書の提出があつております。

2番、多良見町西園の農地1筆125㎡について住宅用地(敷地拡張)とする転用申請です。追認の申請となります。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当します。本件は、平成8年頃から住宅

用地の一部として利用しているものです。今回、所有地の確認を行ったところ転用申請を行っていないことが判明したもので、今後も現状のまま利用する意向があるため申請を行うものです。隣接する農地はなく、現状のまま利用するため追加の資金は発生しません。また、農地を農地以外のものにしていたということで顛末書の提出がっております。議案第3号につきましては、以上となります。

議 長 議案第3号の説明がありましたので、1番と2番について多良見地区担当委員さんは補足説明をお願いします。

委 員 1番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、農業用倉庫用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

2番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地（敷地拡張）に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。1番と2番は隣同士の同じ場所であって、以前多良見町の頃、団地を造るということで搬出土の埋立場所になっていたのですよ。そこに家を建てる時は、多良見町で登記をしてくれたが、倉庫を建てた残りの部分は農地のまま登記が変更されていなかった。全部宅地として登記されていると思っていた本人さんがそれに気づき、審議をお願いするものです。

議 長 1番と2番について、何かご質問はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議 長 ご質問がないようですので、1番と2番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議 長 ご異議がないようですので、1番と2番は、申請どおり許可することに決定いたします。

（議案第4号）

議 長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題いたします。事務局から説明をお願いします。

委 員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」について、ご説明いたします。

1番、福田町の農地2筆合計1,421㎡について特定建築条件付土地（5区画）とする転用申請です。契約内容は所有権移転（売買）、区域区分は市街化調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、水道管・下水道管等の2管が通る道路に接し、概ね500m以内に2以上の公共施設等がある農地ですので第3種農地に該当します。本件は、5区画を造成し住宅を建築する計画となっております。土地の造成については、盛土を最高1.60m、切土を最高0.80m施し、擁壁を設け土砂等の流出を防ぎます。雨水は敷地内に敷設する側溝から道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は下水道に接続します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については残高証明書及び貸借契約書で確認しています。都市計画

法第29条開発許可申請中です。

2番、破籠井町の農地1筆11㎡について住宅用地（敷地拡張）とする転用申請です。敷地の拡張となるものです。追認の申請となります。契約内容は所有権移転（贈与）、区域区分は市街化調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当します。本件は、昭和50年頃から住宅用地の一部として利用していたもので、今回、土地の境界確認を行ったところ越境していることが判明したものです。現在被害を及ぼしておらず、今後も同様に利用するため被害の発生は無いと思われます。隣接する農地は譲渡人の自己所有であり、問題なく現状のまま利用するため追加の資金は発生しません。また、農地を農地以外のものにしていくということで顛末書の提出がっております。議案第4号につきましては、以上となります。

議長 議案第4号の説明がありましたので、1番について中央地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、特定建築条件付土地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 1番について、何かご質問はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、2番について真津山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地（敷地拡張）に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 2番について、何かご質問はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長 ご質問がないようですので、2番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長 ご異議がないようですので、2番は、申請どおり許可することに決定いたします。

（議案第5号）

議長 次に、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取の件」を議題といたします。事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取の件」について、ご説明いたします。

1 番、長田地区正久寺町の農地 1 筆を新規設定による使用貸借 10 年での貸付けです。

2 番から 4 番は借受人が同一の案件となります。2 番、飯盛町開の農地 1 筆、3 番、高来町下与の農地 4 筆、4 番、高来町上与の農地 1 筆、計 6 筆について、新規設定による賃貸借または使用貸借 10 年での貸付けです。

5 番、飯盛町山口の農地 1 筆を新規設定による賃貸借 10 年での貸付けです。続きまして、議案第 5 号の農用地利用集積等促進計画の変更について、説明します。

6 番、長田地区長田町の農地 1 筆について、設定を受ける者の変更を行う農用地利用集積等促進計画です。7 番から 13 番は借受人が同一の案件となります。

7 番、飯盛町後田の農地 3 筆

8 番、飯盛町後田の農地 1 筆

9 番、飯盛町後田の農地 1 筆

10 番、飯盛町後田の農地 6 筆

11 番、飯盛町後田の農地 4 筆

12 番、飯盛町開の農地 3 筆

13 番、高来町下与の農地 1 筆、計 19 筆

について、設定を受ける者の変更を行う農用地利用集積等促進計画です。

以上、第 5 号議案の 1 番から 13 番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 2 号の要件を満たしています。また、1 番から 13 番までの農用地利用集積等促進計画は、「農地中間管理事業実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。以上で、議案第 5 号の説明について、終わります。

議 長 事務局から説明がありましたが、1 番から 13 番について、何かご質問はありませんか。

議 長 ご質問がないようですので、1 番から 13 番は、「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1 番から 13 番を、「意見なし」とすることに決定いたします。

議 長 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事務局 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出書受理の件」について報告します。

中央地区から 1 件、有喜地区から 2 件、本野地区から 1 件、長田地区から 4 件、高来地区から 5 件、小長井地区から 1 件、合計 14 件出ています。届出理由は、相続により農地の所有権を取得したためとなっております。

事務局 報告第 2 号、「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。中央地区から 1 件の通知が出ています。解約理由としましては、都

合により耕作できなくなったためとなっております。

事務局 報告第3号、「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」につきまして
てご報告いたします。

1番、小川町の農地1筆965㎡を駐車場とする売買の届出です。

2番、長野町の農地2筆合計1,759㎡を共同住宅用地とする売買の届出です。

3番、小船越町の農地4筆合計1,197㎡で水田復旧工事のため貸借する一時
転用の届出です。

4番、真崎町の農地1筆44㎡を水路とする贈与の届出です。

事務局 報告第4号、「農地改良等届書受理の件」についてご報告いたします。

1番、宗方町の田1筆1,291㎡について、水に浸かってしまい田での利用
が難しいため田畑転換を行うものとなっております。

2番、森山町田尻の畑1筆792㎡について、荒地のため、畑地嵩上を行うも
のとなっております。

事務局 報告第5号、「令和7年度農地賃借料情報の件」について報告いたします。

令和7年4月1日から令和8年3月31日に締結された田畑の賃借料を表のと
おり地区別に取りまとめております。米による物納については、60kg
32,000円で換算しております。また、数字が入っていない地区につきましては
は、事例なしとなっております。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議長 以上をもちまして、提出されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を
要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに
御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任
することに決定いたしました。

議長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第1号、農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う

意見聴取の件

1件

議案第2号 農地法第3条許可

12件

議案第3号 農地法第4条許可

2件

議案第4号 農地法第5条許可

2件

議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画

に対する意見聴取の件

13件

以上、審議件数は、全部で30件でございました。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和8年度諫早市農業委員会第5回総会を閉会いたします。

議 長 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____